

子育て・教育

父母・お子さんの制度

▶ ぴよぴよカレンダー・子育てのしおり

妊娠・出産・子育てに関する健診や健康教育のスケジュールをまとめた『ぴよぴよカレンダー』と、母子応援事業をまとめた『子育てのしおり』を発行しています。事業日程の確認などにご活用ください。

●配布場所／保健福祉総合センター、子育て支援センター、役場、町内医療機関



妊娠したら

保健福祉課健康推進係 ☎0153-53-3333

▶ 妊娠の届け出・母子健康手帳の交付

妊娠された人は、妊娠届出書を提出し、母子健康手帳の交付を受けてください。妊娠11週未満の届け出が推奨されています。この母子健康手帳は学校を卒業するまでの成長を記録しますので、大切に保管しましょう。

※母子健康手帳の交付時、保健師による妊婦面談も同時に行います。(30分程度)

●必要なもの／妊娠届出書（医療機関等で発行されるもの、または窓口でも記入できます）、マイナンバー（個人番号）カード

※マイナンバーカードがない場合は、通知カード（記載されている住所・氏名等が住民票と一致していること）またはマイナンバー付きの住民票、写真入りの書類（運転免許証・パスポート等）

母子手帳と同時に発行するもの	
妊婦健康診査受診票 新生児聴覚検査受診票 産婦健康診査受診票 超音波検査受診票	妊産婦の一般健診費用および新生児聴覚検査費用の助成をしています。受診時に医療機関等に提出することで、助成が受けられます。 ※基準額を超える費用については、受診票を利用しても、別途自己負担がかかる場合があります。
妊婦健康診査通院費支援事業申請書	妊婦健康診査の通院交通費として、妊娠の届け出1件につき2万円を助成しています。申請には妊婦本人名義の通帳が必要です。
妊婦あんしんサポート119登録届出書	厚岸消防署と町が連携し事前登録をすることで、破水や出血等、急な体調の変化が起きた場合に、妊婦さんを出産予定医療機関へスムーズに救急車で搬送するためのものです（本人または家族等で受診できる場合を除く）。登録後、厚岸消防署から連絡があり、登録することで確認票が発行されます。

▶ 各制度をご利用ください

厚岸町妊産婦ケア体験チケット	町の『産後ケア』を実施している助産院の施設見学とケアの体験が無料でできるチケットを配布しています。 ●使用期間／妊娠中もしくは出産後1年になる前日まで
妊婦の健康教室と講座	妊婦さんとそのご家族のための健康教育『プレママひろば』や、産前・産後教室などを開催しています。開催時期や内容はお問い合わせください。

▶ 出生届

生まれた日から14日以内に届け出をしてください。

【出生届の手続き→9頁】

●担当係／町民課窓口サービス係

▶ 出産祝金

お子さん1人あたり10万円が支給されます。出生届を提出する際にあわせて申請できます。

●担当係／保健福祉課子育て施策推進係

▶ ファミリーサポート

子育て中の世帯を支援する会員制事業で、託児や送迎などを行います。利用料の半額を町が負担する助成制度があります(下表『▶各制度をご利用ください』をご覧ください)。

●問い合わせ／あつけし子育てサポートセンター（厚岸町社会福祉協議会内）☎0153-52-7752

▶ 子ども医療費の助成制度

0歳から18歳までのお子さんの医療費の助成制度があります。

受給者証の交付申請と、毎年7月に更新手続きが必要です。

●助成の内容／医療費の自己負担額が無料になります。（入院時の食事代、訪問看護利用時の基本利用料の一部、病衣代、おむつ代、健康診断、予防接種などは対象外）

●対象期間／0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで

●必要なもの／お子さんの健康保険証、生計維持者の印鑑（生計維持者が本人確認できるものを持参するときは不要）、親・子のマイナンバー（個人番号）を確認できるもの、窓口に来る人の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）

●担当係／町民課保険医療係



子育て・教育

▶ 各制度をご利用ください

種類	内容	担当係
産後ケア	産後の育児に不安がある場合に、町が委託している助産院で、助産師による心身のケアや育児指導が受けられます。ケアの内容は、母親への食事の提供や休息、乳児の預かり・沐浴 ^{もくよく} などです。 ●対象者／生後1年未満の乳児と母親	保健福祉課 健康推進係
育児・家事お助けホームヘルパー訪問(養育支援訪問)	子育て支援が必要と認められた家庭に、育児のお手伝いや、家事をサポートするホームヘルパーが訪問します。	
子どもとお出かけハイヤー券	1歳未満のお子さんと外出するときに使用できるハイヤー券を5,000円分(500円×10枚)交付します。	
厚岸町ファミリーサポート事業	託児などで子育て世帯を支援する会員制事業で、利用料の半額を町が助成する制度です。	保健福祉課 子育て施策推進係
ベビーシート・チャイルドシートの貸出	帰省等で臨時的にチャイルドシートを必要とする家庭に無料で貸し出します。 ●貸出期間／2週間以内	町民課 自治振興係
産前産後期間の国民年金保険料の免除	出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間(多胎妊娠の場合は6カ月間)、国民年金保険料が免除されます。	町民課 保険医療係

▶ お子さんの健診・保健師訪問スケジュール・虫歯予防

名称	対象年齢	内容
乳児全戸訪問	生後1カ月まで	保健師が訪問し、発育の観察や健康相談、育児に関する情報提供を行います。また、『子育てお助けブック』として、育児に役立つ書籍をプレゼントします。
あかちゃん相談 (4カ月・7カ月健診)	生後4カ月頃 生後7カ月頃	赤ちゃんの成長の確認と、保健師や管理栄養士による専門相談
乳児前期健診	生後3～6カ月まで	医療機関での健康診査です。対象者へ交付する『乳児一般健康診査受診票』をお持ちの上、医療機関で受診してください。
乳児後期健診	生後9～11カ月まで	
1歳6カ月児健診	1歳6カ月～1歳11カ月	小児科・小児歯科医師による診察と、保健師・管理栄養士による問診
3歳児健診	3歳～3歳11カ月	
フッ素塗布	1歳～3歳の誕生日まで	虫歯予防のため、対象期間内に4回受けられます。

※対象となる人には、個別にお知らせします。

妊娠・出産・子育て中に悩みがあるときは相談を 保健福祉課健康推進係 ☎0153-53-3333

▶ 母子モを利用したオンライン相談

あっけし子育て相談アプリ『母子モ』のオンライン相談機能を使用し、自宅からスマートフォンなどのビデオ通話で、町の保健師や管理栄養士に悩みを相談することができます。電話やメールで希望の相談日時を予約することで利用できます。

▶ 妊産婦・子育ての健康相談

妊娠中や子育て中の人からの悩みや心配事、健康に関する相談を受け付けています。
また、電話やメールによる専門相談窓口を設置していますので、詳しくはお問い合わせください。



あっけし子育て応援アプリ

ぼしも

母子モ を活用しよう！



母子モアプリ
ダウンロード画面へ

妊娠から出産、育児までをサポートする『あっけし子育て応援アプリ』を運用しています。

●機能

- ▷ 妊娠期・出産時の記録
- ▷ 身長・体重などの記録
- ▷ 予防接種のスケジュール管理
- ▷ お子さんの年齢にあった子育て情報を通知
- ▷ 成長過程を写真などで記録『できたよ記念日』
- ▷ 町内での子育て関連事業や感染症の注意喚起などの情報を通知

●利用方法／電子母子手帳アプリ『母子モ』をアプリストアからダウンロードし、ユーザー登録(無料)

／ できたことを記録できる ／ 予防接種の管理ができる ／ 成長記録をグラフで確認 ／



▶ 各接種スケジュール

予防接種法に基づく予防接種を行っています。対象となる人は、町内の医療機関で無料で接種することができます。対象となるお子さんの保護者へ個別に郵送で案内しますので、予防接種の効果や副作用などをよく理解したうえで、接種を受けてください。

種 類		標準的な接種期間	接種回数	対 象 者
ロタウイルス		出生6週後～24週	2回	出生6週0日後～24週未満
ヒブ	初回	生後2カ月～7カ月未満	3回	出生6週0日後～24週未満
	追加	3回目接種後、7カ月～13カ月の間隔で	1回	
小児肺炎球菌	初回	生後2カ月～7カ月未満	3回	出生6週0日後～24週未満
	追加	3回目接種後、60日間以上の間隔で、 生後12カ月～15カ月未満	1回	
B型肝炎	1回目	生後2カ月～	1回	2カ月～1歳未満
	2回目	1回目から27日(4週間)以上の間隔で	1回	
	3回目	1回目から139日(20週間)以上の間隔で 生後9カ月未満	1回	
四種混合	1期	生後3カ月～12カ月未満	3回	出生3カ月～7歳半未満
	追加	3回目接種後、12カ月～18カ月の間で	1回	
BCG		生後5カ月～8カ月未満	1回	1歳半未満
麻しん・風しん	1期	1歳～2歳未満	1回	左に同じ
	2期	小学校入学前の1年間(年長児の期間)	1回	左に同じ
すいとう 水痘(水ぼうそう)	1回目	1歳～1歳3カ月未満	1回	1歳～3歳未満
	2回目	1回目接種後、6カ月～12カ月の間隔で	1回	
日本脳炎	1期	3歳～4歳	3回	3歳～7歳半未満
	2期	なるべく9歳～10歳のうちに接種	1回	9歳～13歳未満
	特例	お問い合わせください ※1	4回	20歳未満
二種混合	2期	なるべく11歳のうちに接種	1回	11歳～13歳未満
子宮頸がん ※2		中学1年生	1回	小学6年生～高校1年生の女子

※1 日本脳炎の予防接種(特例)／平成17年度～平成22年3月に接種の差し控えがありました。1期が済んでいない場合、特例として20歳未満に無料で接種することができます。

▷対象者＝平成10年4月2日～平成19年4月1日生まれの人

※2 子宮頸がんの予防接種／平成25年度から積極的な接種が勧められていなかったため、その間に接種対象であった人も無料で接種することができます。

▷対象者＝平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれの女性

▷接種期間＝令和4年4月から令和7年3月までの3年間

▶ インフルエンザ予防接種費用の助成

●対象者／生後6カ月から18歳(高校3年生相当)のお子さん

●助成後の自己負担額／1回につき1,100円

※町外で接種し助成を受けたい場合は、申請が必要です。



児童のための手当て

保健福祉課子育て施策推進係・障がい福祉係 ☎0153-53-3333

▶ 児童手当

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している人に児童手当を支給しています。

●支給額

3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

●支給時期／毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給

●担当係／保健福祉課子育て施策推進係

▶ 児童扶養手当

父親または母親のいない家庭や、父親または母親が重度障がい者の家庭で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、または、20歳未満で政令で定める程度の障がいのある児童を扶養している母親または父親や養育者に支給されます（所得等による制限があります）。

●担当係／保健福祉課子育て施策推進係

▶ 障害児福祉手当

20歳未満の重度障がい児に支給されます（所得等による制限があります）。

●担当係／保健福祉課障がい福祉係

▶ 特別児童扶養手当

20歳未満の障がい児を養育している保護者に支給されます（所得等による制限があります）。

●担当係／保健福祉課障がい福祉係

ひとり親家庭等のために

町民課保険医療係 ☎0153-52-3131

▶ ひとり親家庭等への医療費助成制度

18歳未満の児童を扶養または監護するひとり親家庭等のために、医療費の助成制度があります。受給者証の交付申請と、毎年7月に更新手続きが必要です。

●助成の内容／ひとり親家庭の母・父の入院費の一部、18歳（進学者等は20歳）までの子の医療費

※18歳までの子については、医療費の自己負担額が無料

●必要なもの／健康保険証（親・子）、生計維持者の印鑑（生計維持者が本人確認できるものを持参するときは不要）、親・子のマイナンバー（個人番号）を確認できるもの、窓口に来る人の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）

※生計を維持する人の所得が一定基準を超えている場合は対象になりません（18歳以下の対象者については子ども医療費助成を申請）。

【子ども医療費の助成制度→29頁】

就学援助制度

教育委員会管理課学校教育係・総務係 ☎0153-52-3131

▶ 要・準要保護児童生徒就学援助制度

生活保護を受けていない世帯で、経済的に困りの世帯に、小学生・中学生のお子さんの勉強や学校生活に必要な費用の援助を行っています。（就学援助を受けるには、援助対象要件のいずれかに該当している必要があります。）

申請は教育委員会にて受け付けています。

●申し込み／教育委員会管理課学校教育係

▶ 高校通学バス定期券購入助成制度

通学に係る保護者負担の軽減と入学者の確保を目的として、厚岸町内の高校へ通学する生徒で路線バス定期券購入者に対して、定期券の種類および月数に応じ、購入費用の一部を助成しています。

助成期間は生徒が在学している期間となります。

●申し込み／教育委員会管理課総務係

▶ 修学旅行費助成制度

町立学校に在籍し町内に住所を有する児童生徒の保護者へ、修学旅行費を半額助成しています。

申請用紙は在籍する各小中学校から配布されます。

●申し込み／教育委員会管理課学校教育係

▶ 学校給食費支援制度

町立学校に在籍し町内に住所を有する児童生徒の保護者へ、給食費を全額助成しています。

申請用紙は在籍する各小中学校から配布されます。

●申し込み／教育委員会管理課学校教育係

▶ 厚岸町奨学金制度

高等学校以上の就学能力があるが、経済的な理由で進学が困難な人に対して、奨学金として基準額以内を無利子で貸与します。応募資格や申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

●無利子で貸与できる基準額

▷看護系大学等に通う場合／月額70,000円以内

▷その他の大学・短大・専門学校／月額25,000円以内

▷高等学校／月額12,000円以内

●申し込み／教育委員会管理課総務係

子育て関連施設

保育所・幼稚園

保健福祉課子育て施策推進係 ☎0153-53-3333

▶ 幼児教育・保育・給食費を無償化

国では、3歳から5歳まで(就学前まで)の全ての子どもと、0歳から2歳までの町道民税非課税世帯の保育を必要とする子どもの保育料を無償化しています。

また、厚岸町独自の子育て支援策として、国や北海道の制度では無償化とならない、0歳から2歳までの町道民税が課税される世帯の保育が必要な子どもの保育料を無償化しています。

給食費は、町内の認可保育所については無償化、町外の認可保育所、へき地保育所、幼稚園および認可外保育施設については食材費の助成をしています(町内の認可保育所以外は手続きが必要)。

●町内の認可保育所以外の給食費助成額(1カ月)

▷町外の認可保育所／3歳児～5歳児＝4,500円、0歳児～2歳児＝7,500円

※町外の認可保育所に給食費を支払っている人のみ

▷その他／3歳児～5歳児＝3,600円、0歳児～2歳児＝6,000円



▶ 預かり保育・認可外保育の無償化

保育が必要な児童が利用している場合、預かり保育認可外保育施設(病院の院内保育)の料金を限度額内で無償化しています。助成を受けるには、利用する前に手続きが必要です。

●助成額(1カ月)

▷預かり保育／上限11,300円

▷認可外保育施設／3歳児～5歳児・上限37,000円、0歳児～2歳児・上限42,000円

▶ 保育所一覧

保育所名	所在地	電話番号	対象児
しんりゅう保育所	宮園3丁目11番地	0153-52-3035	0歳児～5歳児
あっけし保育所	奔渡6丁目268番地	0153-52-7254	1歳児～5歳児
太田へき地保育所	太田5の通り23番地	0153-52-6245	3歳児～5歳児

▶ 幼稚園一覧

幼稚園名	所在地	電話番号	対象児
厚岸カトリック幼稚園	港町1丁目4番地	0153-52-2057	3歳児～5歳児
厚岸さくら幼稚園	宮園3丁目115番地	0153-52-4544	3歳児～5歳児

▶ 子育て支援センター

育児に関する情報交換や親子で遊べる場を提供し、少しでも安心して子育てができるよう、応援・お手伝いをしています。月1回、親子で楽しめる『遊びのひろば』を開催しています。



	開所日時	対象者
子育て支援センター	●月曜日～金曜日 ▷10時～11時30分 ▷13時30分～15時30分	0歳児～5歳児と保護者
保健福祉総合センター(2階和室)	●金曜日 ▷10時～11時30分 ▷13時30分～15時30分	0歳児～5歳児と保護者

- 所在地／奔渡2丁目1番地 厚岸町多機能共生型地域交流センター(コアぽんときらく内)
- 電話番号／0153-53-4337

▶ 児童館

小学生を対象に、健全な遊び場・生活の指導の場を提供し、地域組織活動の育成を図る施設です。

- 開館時間／8時45分～18時(土曜日は17時30分まで)
- ※小学校の休業日・休校日は8時から開館
- 休館日／日曜日、祝日、12月31日～翌年1月5日

児童館名	所在地	電話番号
ゆうゆう 友遊児童館	真栄1丁目2番地	0153-52-3090
こむぎ 子夢希児童館	梅香1丁目2番地	0153-52-0234

▶ 児童クラブ

授業終了後や小学校休校日に、保護者が就労等で家が留守になる小学生を対象に、健全な遊びと正しい生活習慣を身に付ける活動を行います。児童クラブへの入会には、利用する前に申請が必要です。

- 利用日時
▷授業日／下校時～18時
▷休校日／8時45分～18時(必要な場合は8時～)
- 休館日／日曜日、祝日、12月31日～翌年1月5日
- 利用料／無料

小学校・中学校・高等学校

教育委員会管理課学校教育係 ☎0153-52-3131
厚岸翔洋高等学校 ☎0153-52-3195

【町内の小学校・中学校・高等学校の所在地と連絡先→53頁】

妊娠を希望する人への制度

※今後制度変更の可能性があります

不妊治療費の助成制度・ 風しん抗体検査費用の助成制度

保健福祉課健康推進係 ☎0153-53-3333

▶ 厚岸町特定不妊治療費の助成制度

『北海道特定不妊治療費助成事業』の助成決定を受けている夫婦(婚姻をしている夫婦・届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人)へ、特定不妊治療にかかった保険適用外の治療費に対して助成します。

- 対象の治療内容／保険適用外の特定不妊治療費(体外受精・顕微受精)
- 助成額／北海道で決定された助成額を差し引いた実費額のうち、治療1回につき治療内容により15万円を上限として助成

▶ 厚岸町一般不妊治療費の助成制度

妊娠を望む夫婦(婚姻をしている夫婦・届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人)の不妊治療費(医療保険適用外の治療費)を助成しています。

- 対象の治療内容／人工受精など保険適用外の一般不妊治療費の自己負担額
- 助成額／全額助成

▶ 風しん抗体検査費用の助成制度

北海道では、将来、妊娠を希望している人に風しん抗体検査費用を助成しています。

- 申請先／釧路保健所(釧路市城山2丁目4番22号 ☎0154-65-5811)